

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月6日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町規則第2号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年聖籠町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。